

ケアプランデータ連携システム普及キャンペーン実施業務 仕様書（案）

1 委託業務名

ケアプランデータ連携システム普及キャンペーン実施業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

3 業務の趣旨

本業務は、ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域（主に仙台市、塩竈市及び多賀城市。以下「モデル地域」という。）内の事業所を対象に、普及啓発研修会及び導入キャンペーンを実施し、ケアプランデータ連携システム（以下「システム」という。）の導入を面的に進めることを目的とする。

4 委託業務の内容

厚生労働省の「地域におけるデータ連携促進モデルの手引き」に沿って、以下の業務を行うこと。

（1）普及啓発研修会の開催

モデル地域内の介護サービス事業所（システムの対象となる介護サービス事業所に限る。以下同じ。）を対象に、システムの普及啓発を目的とした研修会を開催すること。

なお、システムの概要説明は県が別に調整する公益社団法人国民健康保険中央会の講師が行う。受託者は（2）のキャンペーンの説明及び研修会の運営を行うこと。また、講師の旅費は委託費の中から支出すること。

日時：令和6年12月13日（金） 午後

会場：仙台市内で受託者が手配すること。

形式：対面開催

（2）導入キャンペーンの実施

居宅介護支援事業所と、1者以上の居宅サービス事業所で、グループを組んでシステムの利用を開始する介護サービス事業所に対して、次に掲げる4点を満たすことを条件として、謝礼を支払うキャンペーンを実施すること。募集するグループの数及び謝礼の金額は受託者の提案による。ただし、謝礼の金額は1事業所当たり14,000円以下とする。

なお、グループは居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所が含まれていれば、1グループ当たりの事業所数に制限はない。

①モデル地域内の介護サービス事業所であること。

②受託者の設定する期日までにシステムを導入すること。グループ内に新規にシステムを導入する事業所が1者以上含まれていれば、既にシステムを利用開始済みの事業所も対象とする。

③効果測定のための（3）のアンケートに必ず協力すること。

④システム利用料に対し、令和6年度介護ロボット・ICT導入支援事業補助金などの補

助を受けていないこと。

(3) アンケートの実施

「地域におけるデータ連携促進モデルの手引き」の調査票ひな型をもとに、キャンペーンに参加した事業所に対してシステム利用開始前及び利用開始後アンケートを実施し、結果を集計すること。

(4) 周知

本事業についての周知を行うこと。周知の方法は提案による。

5 完了報告

業務概要、実施業務の詳細、アンケート調査の集計・分析結果、会場の記録写真等をまとめ、令和7年3月21日（金）までに業務完了報告書を提出すること。

6 契約に関する条件等

(1) 機密の保持

受注者（再委託により受注した者を含む。以下同じ。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(2) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

(3) 謝礼に係る金額の確定

4（2）のキャンペーン参加事業所数が受託者の想定を下回り、謝礼に係る経費の実績額が、当該経費として受託者が提案した金額を下回ったときは、実績に基づき委託金額減額の変更契約を行う場合がある。

7 その他

仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定する。